小田原市下水道運営審議会 会議録

会議名	平成28年度第3回小田原市下水道運営審議会		
日時	平成29年2月10日(金)午前10時00分~午前11時00分		
場所	市役所4階 議会第4委員会室		
次第	1 開会 2 議題 (1) 下水道使用料免除廃止に向けた想定スケジュールについて (2) 答申書(案)について (3) その他 3 閉会		
資料	・資料1 下水道使用料免除廃止に向けた想定スケジュール ・資料2 答申書(案)		
出席者	審議会 茂庭会長、関野副会長、上村委員、川瀬委員、丸山委員、 畠山委員、早瀬委員、小澤委員、三枝委員、川原委員 事務局 部長、副部長、下水道総務課長、下水道総務課副課長、		
	(市) 業務係長、業務係主査		
傍聴者	0人		

事務局

皆さん、おはようございます。本日は大変お忙しい中、ご出席をいた だきまして、誠にありがとうございます。

ただ今から平成28年度第3回小田原市下水道運営審議会を開会い たします。

本日の会議の進行を務めさせていただきます、事務局の下水道総務課 長の清水でございます。よろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては、お手元の審議会次第により進めさせてい ただきます。

始めに、本日の資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の次第と座席表でございます。次に、お手元の「審議会配布資料一覧」のとおりですが、漏れのある方がいらっしゃいましたら、お知らせください。

次に、卓上に配布させていただきました前回の議事録についてご報告させていただきます。お手元にあるものは、先日、皆様にご確認いただいた後の決定稿です。これにつきましては、市役所4階にあります、行政情報センターに備え置くとともに、市ホームページに掲載いたしますことをご報告申し上げます。

なお、本日の出席者は、審議会委員12名中10名で、審議会の開催 に必要な定足数である、過半数に達しておりますことをご報告いたしま す。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

会長

ただいまから、平成28年度第3回小田原市下水道運営審議会を開会いたします。

まず、前回の審議会同様、審議会は原則公開ですので、傍聴者がいる場合には入室を許可します。

事務局、いかがですか。

事務局

本日の下水道運営審議会についての傍聴希望者はおりませんでした。

会長

はじめに、前回の審議会を欠席された委員の方々について、事務局で、 ご意見等を聞いておりますので、その報告をお願いします。

事務局

前回の審議会にご欠席でございました、小澤委員及び小野委員につきましては、直接お会いいたしまして、事務局から当日の審議概要等をご説明しました後、諮問事項に対するご意見をお伺いしました。

まず、小澤委員でございますが、公平性等の観点から、他の委員と同様、減免制度は廃止という方向で異議ないとのお話を承りました。

次に、小野委員でございますが、下水道事業、下水道運営審議会という枠の中で考えるのであれば、公平性等の観点から、当該減免制度の廃止はやむを得ないと感じる。一方で、これは生活保護に限らず、福祉全

般に言えることだが、福祉的な観点から考えれば、経済的に支援が必要な方々に対しては、公平性の観点のみから、これを是正することは、必ずしも必要なことではない。また、昨今の「生活保護に厳しい小田原市」という報道への市の対応を注視しつつ、それへの答申影響も配慮せざるを得ない。このことは、諮問事項を審議するに当たっては、直接関係ないいものの、生活困窮者を更に苦しめるのかというような要らぬ影響を及ぼす恐れをご心配されているとのことでした。ただし、審議会における当該減免制度を廃止するという方向性については、その考え方を尊重するとのお話を承っております。

また、減免制度の廃止に当たっては、下水道使用料が生活保護費に含まれていることを知らない方々も多数いらっしゃると思うので、ご理解を得られるよう、十分な周知期間が必要だというご意見もいただきましたことを、ここにご報告いたします。以上でございます。

次第2「議題」

(1)「下水道使用料免除廃止に向けた想定スケジュールについて」

本日は、答申書(案)について審議いたしますが、前回の審議会において、私から、答申書(案)の審議に入る前に、減免制度廃止に向けたスケジュールと大規模災害による減免について事務局から説明してほしい旨依頼しました。

それでは、議題(1)「下水道使用料免除廃止に向けた想定スケジュールについて」を議題といたします。事務局から説明願います。

下水道使用料免除廃止に向けた想定スケジュールについてご説明申し上げますので、審議会資料の1をご覧ください。

本日は、まだ答申を受けていないわけでございますが、参考の一つといたしまして、生活保護受給者に対する下水道使用料免除廃止に向けた想定スケジュールにつきまして、ご説明いたします。

まず、3月から4月でございますが、答申内容を踏まえ、小田原市下水道条例施行規則の一部改正案を作成し、5月に同規則の一部改正の制定を行います。また、周知方法等につきまして、福祉部局等を交え調整してまいります。

次に、6月から、小田原市のホームページや広報紙、下水道総務課窓口、さらに、福祉部局との調整結果を踏まえた周知方法等も含め、対象者への周知を開始いたします。なお、周知期間につきましては、11月までの6ヶ月間を想定してございます。

最後になりますが、12月1日に小田原市下水道条例施行規則の一部 改正を施行いたしまして、生活保護受給者に対する下水道使用料の免除 を廃止する予定でございます。

以上でございます。

会長

事務局

会長

説明が終わりました。ただ今の説明について、ご質疑等ございますか。

(特になし)

会長

周知期間を含めた想定スケジュールについて説明がありましたが、質問等はありますか。前回の審議会の時は出ていなかった話題が新たに出てきたので、周知が難しいかもしれないが、6ヶ月の周知期間をおきたいとの説明だった。特にご発言もないようなので、下水道使用料免除廃止に向けたスケジュールについては終わらせたい。次に大規模災害による減免について、事務局から説明をお願いしたい。

事務局

次に、大規模災害による減免について、ご説明いたします。

はじめに、神奈川県内の実施状況についてでございますが、県内 19 市中、大規模災害による減免を行っているのは 16 市でございまして、このうち、規則等で明記しているのは 13 市でございます。また、対象となる災害や減免内容でございますが、対象となる災害を、激甚災害として国が政令で認めた災害とするという市もございましたが、多くの市で、災害が起こった際に、その都度検討するという場合でございました。今後につきましては、引き続き、他市事例も参考としながら、検討を

以上でございます。

進めていきたいと考えております。

会長

説明が終わりました。ただ今の説明について、ご質疑等ございますか。

(特になし)

会長

神奈川県内の減免措置の状況を調べて説明いただいた。小田原はこれからの話だと思うが、質疑はありますか。適用事例が激甚災害に限るのと、その都度決めるケースがありますが、調べていただいた中で現実に適用事例はありましたか。

事務局

調べた中で、適用事例は東日本大震災が多くあり、熊本は市町村の判断だと思うが、適用しているところとしていないところとある。東日本や熊本の被災者が来られることはあったが、小田原市を含めて神奈川県は大きな災害がないので、そういう事例は今までないが、他市で適用したのは、東日本と熊本の2つが最近の大きな事例としてある。

会長

ありがとうございました。この話題は答申書にも出てくるので、そこで併せて議論していただきたい。

会長

(2)「答申書(案)について」

それでは、「議題(2)答申書(案)について」に移りたい。答申書 (案)は、事務局から事前に委員に送付されており、委員の皆様は一読 されて本日お集まりいただいていると思う。事務局から説明をいただい てから質疑応答を行い、委員の皆様に答申書(案)についてお一人ずつ ご意見を伺い進めていきたい。答申書(案)に修正が必要かどうか、必 要ならどう修正すればいいのか。また、追加事項があれば、お話しいた だきたい。それでは、事務局から説明をお願いしたい。

事務局

それでは、答申書(案)についてご説明申し上げますので、審議会資料の2をご覧ください。

まず、「1 はじめに」については、市長から小田原市下水道運営審議会に対し諮問があった経緯をまとめるともに、審議会で配布しました資料や議論の中で、答申するに当たり明記しておいた方が良いと考えられる必要な情報を記載してございます。

一つ目としては、「(1)生活保護に係る減免制度の導入について」で ございます。この記載は、小田原市における生活保護に係る減免制度導 入の背景を記載してございます。この内容は、前回の審議会で、畠山委 員からのご質問に答える形でご説明申し上げましたことですが、非常に 大事な事項と考え記載してございます。また、なお書きでは、減免制度 は国からの指導ではなく、各自治体の判断により実施している旨記載し てございます。このことは、各自治体の判断で減免制度を廃止できると いうことを表しているものでございます。

二つ目としては、「(2)減免制度の実施状況」でございます。この記載は、第1回目の審議会での配布資料に記載してありましたもので、平成17年度と比較した形で簡潔に記載してございます。

資料の2ページをご覧ください。

「2 当審議会における主な論点」でございます。この記載は、各委員の皆様方の審議の内容を踏まえ、大きく二つの論点として整理いたしました。(1)として、生活保護費には下水道使用料(光熱水費相当額)が含まれていることを踏まえ、当該減免制度は、使用者負担の公平性の観点から妥当なのか。(2)として、下水道使用料と同様な他の公共サービス等と比較して、当該減免制度は妥当なのか、というものでございます。

次に、この主な論点に係る審議会での考え方を、「3 主な論点における当審議会の考え方」としてまとめてございます。まず、この減免制度が使用者負担の公平性の観点から妥当かという論点では、生活保護費に下水道使用料が含まれていることを踏まえると、この中から下水道使用料を支払っていただくべきものであり、現状では、当該減免制度を受けていない使用者との間において、不公平が生じているものと考えられる。次に、下水道使用料と同様な他の公共サービス等と比較して、当該

減免制度は妥当なのかという論点では、下水道使用料と同様に生活保護費の光熱水費相当額に含まれる、水道料金(県・市)や民間サービスである電気・ガス代については、当該減免制度は存在しない。したがって、下水道使用料を減免していることは、均衡を逸するものと考えられる、と整理いたしました。

次に、「4 諮問事項に対する当審議会の結論」でございます。小田原市下水道条例施行規則第 16 条に規定する、生活保護法の規定による生活扶助を受けている者等の免除を廃止することについて、異議のない旨答申するとしてございます。なお、生活扶助を受けている者等の等には、下水道条例施行規則第 16 条の「生活保護法の規定による生活扶助を受けている者及びこれに準ずる特別の事情があると認められる者は、免除する。」という規定の、特別の事情があると認められる者を指してございます。このことは、前回の審議会で質疑のあった事項でございます。こちらにつきましても、免除を廃止するという答申の内容となっています。

最後に、「5 附帯意見」でございます。この記載は、前回の審議会でのご意見をまとめたものでございます。生活保護受給者の方々のご理解が得られるよう、十分な周知期間を設けたうえで実施されるよう留意されたい、としてございます。また、なお書きについては、災害に対する減免制度について検討を要望するとしてございまして、この意見は、諮問事項にはない部分でございますが、他市の減免状況も踏まえた中で、皆様方の議論もございましたことから、要望という形でまとめたものでございます。

答申書(案)についての説明は以上でございます。

説明が終わりました。ただ今の説明について、ご質疑等ございますか。

内容的には全く意義はなく、その通りだと思うが、気になったところがあります。「1はじめに(1)生活保護に係る減免制度の導入について」の2文目、「これは当時の審議会からの答申書に配慮されたいという意見に対応したもの」という記載で、単純に助詞の話しだが、当時の審議会の答申書に付記された何々という意見に対応すると書いたほうが分かりやすい。助詞の「に」と「に」がダブっているので、気になる程度だが、事務局で精査してもらえればいい。

また、主な論点における当審議会の考え方の「均衡を逸する」という表現だが、主体性を持つ、持たないによって均衡が図られていないものと考えるとしたほうがいいのではないか。均衡を逸するという表現は、こういう書面において、妥当性があるのかないのか。枝葉の問題だが、この2点が読んで気になったので、事務局で精査していただきたい。

ありがとうございます。字句の精査については後で議論したいが、内

会長

委員

容についてご質問はありますか。本日2名の委員が審議会を欠席されていますが、事前に事務局から答申書(案)に対するご意見を伺っているので、報告をお願いしたい。

事務局

本日の欠席委員は、小野委員、望月委員の2名でございます。

はじめに、小野委員でございますが、答申案の2ページにございます、5. 附帯意見について、「昨今の生活保護受給者に対する市としての対応と矛盾なきよう配慮されたい。」との一文を追加してはどうかとのご提案を受けております。これは、冒頭でも申し上げましたが、生活困窮者を更に苦しめるのかというような要らぬ影響を及ぼす恐れをご心配されているとのことで、追加してはどうかとのことでした。ただし、審議会での決定に従いますとのお話しも承っております。

諮問事項とは直接関係がないと思われますが、ここで今般の生活保護に係る事案に対する今後の取組みについて、去る1月30日に、所管部署から市議会に報告がありましたので、参考までにお伝えいたします。再発防止に向けた今後の取組みといたしまして、

- ① 外部有識者を交えて検証及び改善策を検討する場の設置
- ② 全部局の職員を対象とした人権に関する研修の実施
- ③ ケースワーカーとしての基本知識に関する福祉事務所内研修の実施
- ④ ホームページや保護のしおり等制度周知内容の見直しを適宜実施を行っていくとのことでございます。

次に、望月委員でございますが、答申案については、特段の修正はなく、原案どおりでご異議のないとのお話しを承っております。

会長

ありがとうございます。本日欠席の2名の委員のご意見をいただいた。 冒頭にご案内いたしましたが、本日ご出席の委員の方々に、答申書 (案)についての考え方をお伺いしたいと思います。お伺いしたいのは、 この答申書(案)について修正が必要かどうか、必要ならどのように修 正すべきか、あるいは追加事項があるのかなどについて、小野委員から の追加提案も併せてご発言願います。修正がない場合でございましたら、 その旨をご発言願います。

それでは、ご発言をお願いいたします。

委員

これでいいと思うが、追加の提案については、わからないので皆さん の意見に従いたいと思っている。

委員

これでよいと思う。附帯意見の周知徹底を十分にやってもらえればよろしいと思う。

委員

内容的には全く異存なく、賛成したい。最後の附帯意見の市の対応の 表現は、担当部局が様々な善後策を講じられていると事務局から お聞きする限り、本審議会とは趣旨が違うところであるので、ここであ えて書くのはいかがかという思いはしている。

委員

内容的には概ね良いが、気が付いた点がある。「1はじめに (2) 実施状況の1.9倍、2.5倍」が必要なのか。多くなったからやめるという考え方にも当てはまってしまう。現在の実施状況だけ記載したり、増加傾向にあるという表現に改めたほうがいいと思う。これだと、こじつけて多いからやめたいというニュアンスが出てしまう。附帯意見も同じ考え方でいいが、付け加えるのも趣旨が違うと思うので、これでいっていい。

委員

内容については、これで十分、分かりやすく論じられているし、論点における当審議会の考え方がまとまっていて、支持された内容が書き尽くされていると思う。均衡を逸するものというのは、私もわかりにくい言い回しだと読みながら感じたので、後ほど事務局で、平等性に欠けるなど、平易な文章に直してもらえると、読んでいる人も頭に入りやすいと思う。

附帯意見についてだが、付け加える必要はない。私たちの議論の後に 持ち上がった話題であり、今のところ煽られている部分がある。内容や 真偽性について、もっと色々な局面から検討すべきではないかと思われ る部分があるので、答申案の中に、文字として書き残す必要はまだない のではないか。

減免制度に係る根拠法令で、特別の理由があると認める時には、使用料を減免する場合があるという内容があり、排除されていないとは言えないので、これで十分だと思う。生活困窮者の方々へのいじめと受け止められるとご心配があるのではないかという意見での附帯部分が気になるなら、「はじめに」と何箇所か、生活扶助を受けている者等と書かれているところがある。印象として、「者等」は、時代劇でも自分より下のものを指すことが多い。2ページの下の附帯意見でも生活保護受給者の方々となっているが、方々は自分と同様または、目上の方をさして、尊敬の念があり配慮のある言い方なので、申請のあった「者」を「方」にした方が、上から目線の印象がなくなると思う。文言は事務局でご検討いただきたい。

委員

者等は、四角い書面には通常出てくるので、よろしいという反対の意見。附帯意見で「生活保護受給者の方々のご理解は」に、「ご」をつけるのはどうかと個人的に思う。

主な論点における審議会の考え方(2)の「均衡を逸するものと考えられる」という部分は、何に対して均衡を逸するのか、均衡が図れていないのかを説明したらどうか。(1)減免制度を受けていない使用者との間において、不公平が生じているものと考えられるというのは、すっ

と理解できる。それに対して(2)は、水道料金という公的なサービスに減免制度がないということと、民間サービスである電気、ガス代は減免制度が存在しないと言っている。そういうのに関して均衡が図れていないのではないかという言い方をすると、もっとわかりやすい感じがする。

委員

内容的には問題がないと思う。附帯意見は、今回の議論には関係なく、 あえて言うことによって煽ってしまう印象が強いので、違う委員会や違 う形でのアプローチをした方が良い。追加の附帯意見は特に必要ないと 思う。

委員

答申書の内容は異議なし。減免制度のところで、具体的な数字を書かないほうが良いというご意見があったが、いかに生活保護者が多いのかをここで勉強させていただいたので、私は書いたほうが良い。附帯意見は書く必要はないと思う。

委員

答申案については、問題ないと考えている。周知の徹底の期間が6ヶ月間あるので、いつの間にか上がってしまったという声が出ないように徹底してもらいたい。附帯については、ああいう問題がなければピリピリする必要がなかった。昨日もテレビで報道していたが、事務局からも4つの方向性が示されたと話しがあった。付け加えることなく、十分に精査してもらえればよい。後は、事務局にお任せする。

会長

ありがとうございます。皆さんから一部修正のご意見が出てまいりましたので、ひとつひとつ検討したい。小野委員からの事前の聞き取りから、「昨今の生活保護受給者に対する市の対応と矛盾なきよう配慮されたい」を入れるかどうか。今聞くと、必要ないというのが皆さんのご意見だが、それでよろしいか。入れると、時間が経って見た時に、これは何だとなりかねない恐れがある。小野委員からご提案があった一文は、追加しないことでよろしいか。

(異議なしの声起こる)

会長

次に、減免制度の実施状況に、あまり具体的な数値を入れる必要はないのではないかというご意見があった。細かく何倍になったと書いてあり、増えているという程度の記載でいい。これはHPに出すのか。

事務局

はい。

会長

では、一般の市民の方もご覧になるので、そこまでは書く必要がない だろうというご意見ですが、どうか。 委員

全く入れないのではなく、今の状況として、最近の26年度の数字は必要ではないかと思う。

会長

年々増加傾向にある位は入れてもいいということか。

委員

そうですね。全体に占める割合は入れてもいいかもしれないが、大した金額ではないので、そこまでの必要性はないかもしれない。

会長

残すとすれば、平成17年度は減免額が855万円だったのが、現在は2,173万円になり、その受給対象者も年々増えていると言う表現でいいか。

委員

会長が言われたように、1.9倍や2.5倍に、皆さんはピンとくる 感覚を持っている。17年度がいくらで、26年度から増加傾向にある という表現がいい。

会長

金額は入れるが、○倍はやめるということか。

委員

はい。増加傾向にあるという表現で良いと思う。

委員

賛同する。増加という表現は必要だが、○倍はいらない。

委員

厳密には、周知する時には、26年度の数字が入るのか。27年度の 数字が入るのか。

事務局

26年度です。

会長

増えてきたからやめるという印象を与えるので、淡々と書く。具体的な文章は事務局に考えてもらうが、〇倍と印象づけるような表現はやめるということでよろしいか。

(異議なしの声起こる)

会長

生活保護を受けている「者」ではなく、生活保護を受けている「方」 についてはどうか。法律用語では「者」を使う。表現が強く、上から目 線ではないかというご意見があったが、いかがか。

委員

「しゃ」は気にならないが、「ものとう」が気になる。

事務局

単純に、下水道条例施行規則を引用してきたので深く考えていなかった。最後の5番はなかったので、生活保護受給者の方々という表現にな

っている。

会長

附帯意見で、ご理解の「ご」は要らないのではないかいう意見と合わせてどうか。「方々」と言い方を柔らかくしているので、ご理解の「ご」はいらないのではないかと思う。法律用語や公文書に慣れている方は、「しゃ」に違和感はないだろう。

委員

施行規則と合わせているので、違う文言をいれるのは、良くないと思う。5番の附帯意見は方々にしたほうが良い。「ご」を付けるかどうかは難しいが、私はいらないと思う。

会長

特に強い意見があるわけでもないので、者はそのままで、5の附帯意 見では、方々とする。ご理解の「ご」は取ることでよろしいか。

(異議なしの声起こる)

会長

「均衡を逸するものと考えられる」のは、確かに硬いと感じる。また、何と比べて逸しているのか。文章を読めば、他の公共料金は減免していないのに、これだけを減免するのは均衡を逸すると読めるが、柔らかく具体的に書いたらどうかというご意見があった。均衡を逸するという表現がなじまないと言うご意見もあった。事務局から、何か良い案はあるか。

事務局

均衡を逸するというのは硬いと思うので、均衡が図られていないなど、 柔らかめの文章で今後検討したい。ほかの公共サービスと比較すると均 衡が図られていないことだと思うが、皆さんのご意見をいただきたい。

会長

そういうご意見だが、どうか。他の公共サービスと不均衡が生じているでも良い。逸しているという言葉を外し、柔らかい表現にすることでよろしいか。

(異議なしの声起こる)

会長

確認だが、小野委員から提案のあった追加の文章は入れる必要がない ことでよろしいか。

(異議なしの声起こる)

会長

文章の表現について、いくつか指摘があった。はじめに(2)減免制度の実施状況は現状と増加傾向にあるという柔らかい表現に修正したいがよろしいか。

(異議なしの声起こる)

会長

主な論点に対する当審議会の考え方だが、均衡を逸するが固すぎるので、何と不平等なのか、何と均衡が取れていないのかを分かりやすく柔らかい表現に変更するということでよろしいか。

(異議なしの声起こる)

会長

附帯意見で、生活保護受給者の方々という表現だが、他は受けている者という表現で硬すぎると言うご意見があった。事務局説明では、条例規則の中の文章を持ってきたということだが、皆さんは、者はそのままでいいというご意見だった。附帯意見のご理解の「ご」は不要だと言うご意見のようだが、これでよろしいか。

(異議なしの声起こる)

会長

意見を踏まえて事務局で原案を作成してもらい、一任いただければ、 私が内容を修正して市長へ答申したい。それでよろしいか。

(異議なしの声起こる)

会長

以上で、議題(2)「答申書(案)について」を終わります。

(3)「その他」

会長

それでは、(3)「その他」でございます。委員の皆様から何か他にご ざいますか。

(特になし)

会長

質疑もありませんので、本日の議題をすべて終了といたします。お疲れ様でした。

これで、平成28年度の審議会をすべて終了いたしました。合計3回 にわたり、様々な貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

それでは、進行を事務局へお返しします。

事務局

会長及び委員の皆様、ご審議、お疲れ様でした。 それでは、事務局から連絡事項がございます。 事務局

それでは、最後に事務局から連絡事項がございます。

答申書につきましては、今後、会長・副会長、市長の予定を踏まえ、後日、市長に手渡していただく予定でございます。本来であれば、委員全員出席の中で、市長へ答申する形が良いのでございますが、各委員の方々も大変お忙しく、また、市においても3月定例会が始まりますので、事務局のほうで日程調整させていただきますことを、どうぞご了承いただきたいと存じます。

なお、答申書提出日が決まりましたら、皆様方には事前にご連絡申し 上げますとともに、答申書の提出後には、答申書の写しを送付いたしま す。

以上でございます。

事務局

それでは、平成28年度の小田原市下水道審議会の閉会に当たり、最後に、鶴田下水道部長から、閉会のあいさつをさせていただきます。

部長

下水道部長の鶴田でございます。

昨年の12月6日に、市長から皆様に小田原市下水道運営審議会の委員をご委嘱しまして、本日まで合計3回に渡りご審議していただきましたことに、改めましてお礼申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、年末年始の大変お忙しい時期に加え、 非常に短い期間でのご審議となりましたが、各委員がそれぞれの立場や 視点から、活発なご議論をされまして、答申案を取りまとめできる運び となりました。

今後につきましては、先ほど事務局から説明させていただきましたスケジュールに基づき、関係部局とも連携しながら、着実に進めてまいりたいと考えております。また、周知についても、丁寧にしていきたいと考えております。

最後になりますが、今後とも引き続き、本市下水道事業にご理解とご 協力を賜りたくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。

事務局

以上で第3回小田原市下水道運営審議会を閉会させていただきます。 長時間にわたり、ありがとうございました。皆様お疲れ様でした。

	1 /	
_	14	-